

総務消防常任委員会会議録

- 1 日 時 令5年3月2日（木）
午後0時55分～午後1時47分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 委員長 郷内良治 副委員長 熊谷克彦
委員 菊地昌夫 委員 大友康信
委員 佐藤正博 委員 長南良彦
委員 小野寺美穂
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため 副市長兼企画部長 我妻 諭
出席をした 総務部長 桜井 淳一
者の職氏名 総務課長 綱川 宏一
政策企画課長 山家 ちとせ
総務部企画員兼 仙石 麻里子
総務課長補佐 総務課長補佐兼
政策企画課長補佐兼
空港対策係長 朽木 康弘
総務課主幹 佐藤 正博
職員係長 佐藤 旭一
政策企画課主幹兼
行政管理係長

6 事務局職員 事務局 長 大 澤 博
主幹兼議事調査係長 佐 藤 恵 子
主 事 高 橋 桃 花

7 付議事件

- (1) 議案第13号 名取市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第14号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- (3) 議案第16号 名取市部設置条例の一部を改正する条例

午後0時55分 開会

○委員長（郷内良治） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから総務消防常任委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、副市長、総務部長及び担当課長等の出席を求めていますので、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

それでは、付託議案の審査に入ります。

初めに、議案第13号 名取市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。小野寺美穂委員。

○委員（小野寺美穂） 本会議の審査のときに、経験を生かすといったようなことだったのですが、実際に所属する部署等を決定する際に、本人の希望とか、どのようなことを念頭に置いて采配しているのか、延長されるのか伺います。

○委員長（郷内良治） 答弁、職員係長。

○総務課主幹兼職員係長（佐藤正博） 説明会のときに、役職定年された後とか60歳以降の希望のほうを取らせていただいて、なるべく希望に沿った形で対応したいとは思っておりますが、その辺は経験などを考慮しながら人事配置していきたいと思います。

○委員長（郷内良治） ほかにありませんか。熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） 議案第13号資料その2の、4ページの（5）で、職員への情報提供・意思確認制度の導入とありますが、この具体的な情報提供のための説明会の開催の有無と、意思確認をどのようにするのか、お知らせください。

○委員長（郷内良治） 答弁、職員係長。

○総務課主幹兼職員係長（佐藤正博） 説明会については、条例をお認めいただいたのち3月23日に行う予定で調整をしているところです。希望等については、そのときに調書等を取らせていただきたいと考えているところです。

○委員長（郷内良治） 熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） この意思確認なのですけれども、60歳定年が段階的に65歳までということになるのですけれども、いろいろ人生設計が変わる方もいらっしゃるのかなと。あと、先の本会議の説明によると、再任用制度と定年前の再任用と定年になった場合で1年間に200万円の違いが出てきます。そうすると、この意思確認の際に御本人様がいろいろな人生設計、例えば1000万円違う場合とそのままいった場合、たぶんこの制度を見ながらシミュレーションはするのですけれども、具体的に数字でもって、基本給はこうなりますよとか、ボーナスはこうなりますよとか、また退職金はこうなりますよとか、御本人に沿った額のお知らせ等をなさるのかどうか、その上で意思確認をなさるのかどうか、お知らせください。

○委員長（郷内良治） 答弁、職員係長。

○総務課主幹兼職員係長（佐藤正博） 基本的に、今おっしゃったように現在の状況で試算した個人ごとの給料月額で、7割措置に関する情報、また退職手当の試算をした個人ごとの情報等を提供させていただきたいと考えているところです。

○委員長（郷内良治） ほかにありませんか。長南良彦委員。

○委員（長南良彦） 議案書15ページ、資料その1では2ページで伺います。第9条に第1項から第3項まであって、特例という扱いを定めております。異動期間を延長して引き続き、管理監督職として勤務できる旨を規定するということなのですけれども、これに該当するケースというのはどういった職種や資格、経験なのか。それで、もし該当者がいた場合はどれくらいいらっしゃるものなのか、伺います。

○委員長（郷内良治） 答弁、職員係長。

○総務課主幹兼職員係長（佐藤正博） 第9条の特例については、特別なプロジェクトだったり、その方でないとどうしても継続できないような業務だったり、そういったことがあれば引き続き管理職として任用するということになっ

ておりますけれども、本市としてはなかなか今のところそういう業務がないのかなというところであまり考えていないところです。

○委員長（郷内良治） 長南良彦委員。

○委員（長南良彦） 今、これを整頓する中において該当はしないということでしょうけれども、今後そういったことが出てくる可能性もあるということで、盛り込んでおられると思います。いずれそういった方が出てきたときに、やはり65歳の定年はいずれ迎えるようになると思いますので、やはりそういった業務をきちんと引き継いでいけるような人材の育成とか、あるいは、よそから採用するということも出てくるのかもしれませんが、そのような考え方というのはどのように今捉えておられるのですか。

○委員長（郷内良治） 答弁、総務課長。

○総務課長（綱川宏一） 今のところはまだ、そのようなプロジェクトというのは想定していないわけですが、今後65歳の定年を迎えられて、その時点でどうしても特別なプロジェクト等があって、その方でないと引き継げないという場合にこの第9条が該当するということになります。65歳というよりも、そのときに役職についている方とか、60歳までの現役の世代の育成については、これまでも行ってきたところですが、そのノウハウの引継ぎとかそういうものについて現職に引き継いでいただくということで、こちらは本当に特別な場合ということで規定しておりますけれども、今のところ想定していないですし、今後もなかなか想定できるものがないというような形で、本当に特別な場合のみということで捉えているところです。

○委員長（郷内良治） ほかにありませんか。大友康信委員。

○委員（大友康信） 資料その2の3ページのところで、昭和36年度から昭和42年度生まれまでの方について暫定再任用とか定年前再任用という形がありますが、退職金について、その後の（7）のピーク時特例という形になるのですが、昭和36年度生まれの方と昭和42年度生まれの方で、退職金を受け取るタイミングというのは、まずは60歳のときに一度退職金をもらって、それからその後の定年前再任用期間を終えたときに改めてまた退職金が出るのか、その辺の中身について確認させてください。

○委員長（郷内良治） 答弁、職員係長。

○総務課主幹兼職員係長（佐藤正博） 基本的に、それぞれの定年年齢のときに退職金を支給される形になります。定年前に退職される方についてはそのときに支給されるのですけれども、基本的に、例えば定年が65歳になったときであれば、65歳のときに支給される形になり、再任用が終わったときには退職金は支給されるものではありません。役職定年されたときに支給されるものではなく、あくまでその方の定年年齢に達したときにその方の一番高いときの給料で計算されて支給される形になります。

○委員長（郷内良治） 大友康信委員。

○委員（大友康信） ということは、資料その2の3ページの一番下、昭和42年度生まれの方が65歳で退職されたときは、（7）にあるようにピーク時特例の退職金で計算されて、退職のときに退職金をもらうという形で、例えば役職がなくなって給料が下がったとしても、一番ピークのときの退職金で受け取れるということでしょうか。

○委員長（郷内良治） 答弁、職員係長。

○総務課主幹兼職員係長（佐藤正博） 委員お見込みのとおりです。

○委員長（郷内良治） ほかにありませんか。菊地昌夫委員。

○委員（菊地昌夫） 議案書20ページの、付記の第3条のところで、25年以上勤続して施行日前に退職した者という部分が、この資料その1の3ページにある定年退職者等の再任用に関する経過措置ということで出ておりますけれども、この25年という年数の根拠は、何か基準になっているものがあるのかどうか伺います。

○委員長（郷内良治） 答弁、職員係長。

○総務課主幹兼職員係長（佐藤正博） こちらについては、国家公務員に準拠した形で25年と設定させていただいているところです。

○委員長（郷内良治） 菊地昌夫委員。

○委員（菊地昌夫） そうしますと、25年に当てはまらない方はこれに乗っからないということで、これから外れるという理解で良いですか。

○総務課主幹兼職員係長（佐藤正博） 委員お見込みのとおりです。

○委員長（郷内良治） ほかにありませんか。佐藤正博委員。

○委員（佐藤正博） 退職金のことで確認させてください。通常、今60歳の方

は3月31日で退職金が出ると思うのです。そして1年ずつ再契約していくという形になって、一回退職金はそれで支払っているはずですが、今回の制度で、私は別のような解釈をしたのですが、60歳で1回退職金を支払われるのかなと思ったのですが、それはそうではないのですか。

○委員長（郷内良治） 答弁、職員係長。

○総務課主幹兼職員係長（佐藤正博） あくまでその引き上がる段階での定年年齢に達したときに支給されるもので、例えば定年が62歳になっても、60歳で辞めます、早めに辞めます、ということでそのあと再任用を選択する方については60歳で支給される形になります。

○委員長（郷内良治） 佐藤正博委員。

○委員（佐藤正博） そうすると、とにかく希望すれば60歳で辞める時に支給されると。そして62歳が定年になっていれば、給料が7割で62歳のときに退職金が出ると。資料の中で、先ほど長南委員も質問していた、役所の事情でどうしても管理職として残したいというときは管理職として残るのですが、そのときの勤務時間というのは週31時間なのかどうか、確認したいと思います。

○委員長（郷内良治） 答弁、職員係長。

○総務課主幹兼職員係長（佐藤正博） 役職定年については、正規の一般職員と変わりはありませんので、基本的にフルタイムで週38時間45分の勤務ということになります。

○委員長（郷内良治） 暫時休憩いたします。

午後1時12分 休憩

午後1時13分 再開

○委員長（郷内良治） 再開いたします。答弁、職員係長。

○総務課主幹兼職員係長（佐藤正博） 一般職の管理職として引き続き勤務していただきますので、週38時間45分勤務していただく形になります。

○委員長（郷内良治） ほかにありませんか。菊地昌夫委員。

○委員（菊地昌夫） 確認ですけれども、先ほど退職金の話が出ました。勤続年数によって退職金というのが変わったりする部分が出てくると思うのですけれども、今回、65歳定年となった場合には当然、その分の退職金は今までより

もさらに増えるという捉え方で良いのでしょうか。

○委員長（郷内良治） 答弁、職員係長。

○総務課主幹兼職員係長（佐藤正博） 勤続年数については、35年に達するとフルの率になりますので、例えば60歳のときに勤続35年を満たしていなければ、その分、役職定年で働いた後の年数については通算されることとなります。35年未満の方については、働くことによって退職金の額が上がるということになります。

○委員長（郷内良治） ほかにありませんか。熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） 資料その2の1ページ（2）の管理監督者について、管理職手当支給対象ということなのですけれども、具体的に係長以上の場合とか、職名と管理職手当の関係について、こういう方には支払われています、こういう方には支払われていません、というようなことをお知らせください。

○委員長（郷内良治） 答弁、職員係長。

○総務課主幹兼職員係長（佐藤正博） 管理職手当の支給対象ということですが、例えば、各部の部長や会計管理者といった7級の方、次長や各課の課長といった6級の方、それから外部の施設長、例えば保育所長や公民館長が対象になります。

○委員長（郷内良治） 熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） そうすると、課長補佐や係長の場合は被管理職になるかと思うのですけれども、資料その2の2ページに役職定年制とあり、職名と待遇がどうなるのか、具体的に係長は係長のままなのか、主査なのか、その辺についてお知らせください。

○委員長（郷内良治） 答弁、職員係長。

○総務課主幹兼職員係長（佐藤正博） 基本的に課長補佐級は4級や5級の方になるのですけれども、その方については主幹または技術主幹という形で考えております。また、3級の係長などについては主査、2級、1級は主事、あまり退職される方ではいらっしゃらないかと思うのですけれども、主事はそのまま主事ということで考えているところです。

○委員長（郷内良治） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（郷内良治） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第13号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（郷内良治） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第13号 名取市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（郷内良治） 起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。小野寺美穂委員。

○委員（小野寺美穂） 第2条関係から、文言の整理と、再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員という今回の変更に伴うもので、実態として何か変わるものがあるのか。例えば第5条とかで、変更になる点があるのかお伺いします。

○委員長（郷内良治） 答弁、職員係長。

○総務課主幹兼職員係長（佐藤正博） 基本的には大きく変わらないのですが、附則第24項において、給料の額について100分の70を乗じていただくとするというところ、これがいわゆる給料の7割というところになりますので、それが大きなものと捉えております。

○委員長（郷内良治） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（郷内良治） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第14号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（郷内良治） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第14号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（郷内良治） 起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号 名取市部設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） 政策企画課空港対策係が建設部に変わるということで、具体的な課の名前が分かればお知らせください。

○委員長（郷内良治） 答弁、政策企画課長。

○政策企画課長（山家ちとせ） 建設部の中に新たな課を設置する予定です。今後のまちづくりを推進して具現化を図るために、都市開発課をいうものを設置してそちらに移管する予定です。

○委員長（郷内良治） 熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） そうしますと、様々な事業で、基金のこととか宮城県と交渉をする課もそちらになるのかどうか、お知らせください。

○委員長（郷内良治） 答弁、政策企画課長。

○政策企画課長（山家ちとせ） 空港対策に係る業務は全て移管する予定です。

○委員長（郷内良治） ほかにありませんか。長南良彦委員。

○委員（長南良彦） 今の政策企画課長の説明ですと、空港対策関係が都市開発課に変わるということで、それ以外に何か一緒になるような改定はあるのでしょうか。

○委員長（郷内良治） 答弁、政策企画課長。

○政策企画課長（山家ちとせ） 都市開発課には、現在の都市計画課の市街地まちづくり係、それから北釜整備推進室の業務を担当する部署として設置をするものです。

○委員長（郷内良治） 長南良彦委員。

○委員（長南良彦） そうしますと、3つの係が1つの課に変わるということで、基本的にそこで仕事していた内容が全て人も含めてそこに集約されるという形になるのでしょうか。

○委員長（郷内良治） 答弁、政策企画課長。

○政策企画課長（山家ちとせ） 現在、それぞれが担っている業務をそのまま、課をまたいで移管するということになります。

○委員長（郷内良治） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（郷内良治） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第16号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（郷内良治） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第16号 名取市部設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（郷内良治） 起立全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。

議案第13号、議案第14号、及び議案第16号の3か件に対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（郷内良治） 御異議なしと認めます。よって、委員会審査報告書の

作成については、委員長に一任することに決しました。

以上で、付託議案の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 2 4 分 休憩

午後 1 時 4 6 分 再開

○委員長（郷内良治） 再開いたします。

以上で、本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会はこれをもって散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 1 時 4 7 分 散会

令和 5 年 3 月 2 日

総務消防常任委員会

委員長 郷内 良治